

京都市告示第391号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成26年11月14日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都光彩の会に対する寄附金	京都市中京区壬生東高田町1番地の15	当該法人の主たる目的である業務	平成26年1月1日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)